

## お知らせ掲示板

### 令和3年度 浅麓水道企業団(水道用水供給事業)職員を募集

**職種および採用予定者数**  
 上級行政職1名

**受験資格**  
 ・浅麓水道企業団組織市町(佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町)に住民登録をしてあり(修学、就職などのための市町村等に住民で、家族が組織市町に居住している者を含む)将来にわたって組織市町に居住を定める予定者

・平成5年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ  
 他人のうち、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの者  
 ・普通自動車運転可能な免許を所持している者  
 ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

### 第1次試験の日時

10月17日(日)  
 午前9時から

### 試験会場

浅麓水道企業団

### 受付期間

7月14日(水)～  
 8月6日(金) 午後5時

### 申し込み・問い合わせ先

浅麓水道企業団  
 0267(67)3512

### 令和3年度 佐久広域連合職員を募集

**試験区分**  
 消防職員(初級・中級・上級)

**採用予定人員** すべて若千名

**第一次試験** 9月19日(日)

**試験会場**  
 【初級・中級・上級】  
 佐久広域連合消防本部  
 3階講堂

**提出書類**  
 ○試験申込書(本人記入のこと)

○最終学校(卒業見込み)の学業成績証明書  
 ○受験資格に必要な免許等を有する者は免許証等の写し  
 ※提出は、必ず本人が佐久広域連合消防本部へ持参すること。

**受付期間** 7月26日(月)～  
 8月13日(金)

受験資格等の詳細は佐久広域連合ホームページをご覧ください

ださい。

試験申込書は佐久広域連合事務局、佐久広域連合消防本部、最寄りの消防署で7月12日(月)から交付します。郵送による請求は、宛先を明記した返信用封筒角2型(120円分の切手を貼付)を同封してください。

### 問い合わせ先

佐久広域連合消防本部  
 総務課職員係  
 0267(64)0119

### 令和3年度 佐久水道企業団 職員を募集

**試験区分** 上級  
**職種** 行政職

**受験資格** 平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人のうち、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの者

**採用予定人数** 若干名

**試験日** 令和3年9月19日(日)

**試験会場** 佐久水道企業団

**受付期間**  
 7月14日(水)～  
 8月6日(金) 午後5時

### 提出書類

○試験申込書(試験申込書は佐久水道企業団総務課窓口で交付します。)

○最終学校の学業成績証明書  
 ○卒業証明書または卒業見込証明書  
 ○受験票の返信用封筒(長形、3号封筒、84円切手貼付、返送先を記入)

**問い合わせ先**  
 佐久水道企業団総務課庶務係  
 0267(62)1290

## 7月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(2期分)
- 国民健康保険税(2期分)
- 後期高齢者医療保険料(1期分)
- 介護保険料(1期分)
- 保育料(7月分)
- 町営住宅使用料(7月分)
- 下水道負担金(1期分)
- 上水道使用料(7月分)  
大口6月使用分
- 下水道使用料(7月分)  
大口6月使用分

納期限  
**8/2** 月曜日

困っていること心配ごとがあれば「相談を」  
**毎月5・15・25日は「心配ごと相談日」です**  
**場所** ハートピアみよた **時間** 午前9時～正午  
 問い合わせ先 町社会福祉協議会(32)1100

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

### 道路に接する土地を所有する皆さまへ

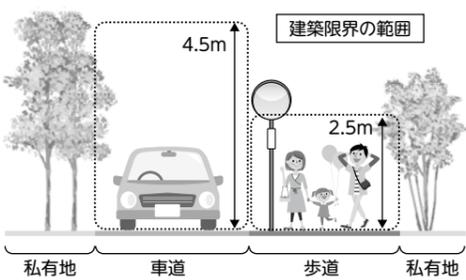
## 庭木や生け垣などの樹木が、道路上に張り出していませんか？

道路に接する土地の庭木や生け垣、山林の樹木などが道路上に張り出し、通行の妨げとなっている箇所が見られます。折れ枝の落下や、枝葉が道路上へ張り出すことにより、通行中の車両や歩行者に被害を及ぼす場合があります。事故などが発生した場合には、土地所有者が賠償責任を問われる可能性があります。

### 次に該当する土地所有者は、庭木の剪定または山林の樹木の伐採をお願いします。

- ・道路上へ樹木が張り出して
- ・いることにより、通行の妨げとなっている、またはそのおそれがあるもの。
- ・倒木または枝が落下するおそれのあるもの。
- ・建築限界(※)の範囲を超えているもの。

※【建築限界】  
 道路法第30条および道路構造令第12条において、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲に



### ○作業時の注意

電線や電話線がある場所での作業は、危険が伴う場合があります。事前に電力会社などの関係機関に連絡し、立会いのもとで実施してください。また、作業に当たっては、通行中の車両、自転車および歩行者の安全を確保し、樹木からの転落防止などに十分気をつけてください。

### 問い合わせ先

建設水道課建設係

(32)3129

### マレットゴルフ初心者教室 参加者募集

町スポーツ協会マレットゴルフ部では、初心者の皆さまにルール、エチケットを体験していただき、楽しんでいただけるの運動不足を解消していただきたいと思っております。皆さまの参加をお待ちしています。

**日時** 8月15日(日)

午前9時～正午

**場所** やまゆり公園

マレットゴルフ場

**参加費** 無料

**対象者** 町在住の方

**持ち物** 用具は部で用意します。

(お持ちの方はスティック、ボールをお持ちください。)

運動シューズをお願いいたします。

**募集人数** 20人程度

**申込方法**

B&G 海洋センターまで  
 電話申込 (32)6114

**締切り** 8月10日(火)まで

※コロナウイルス感染症感染状況により中止する場合があります。

## ごんにちは農業委員会です

問い合わせ先

農業委員会事務局 (32)3113

### 農地の管理をしましょう！

春に植えた野菜が順調に生育し、出荷は繁忙期を迎えています。同時に、樹木や雑草が生い茂る時期になりました。皆さまが所有している農地の樹木は、隣接する農地や道路にはみ出ていませんか。また、雑草は伸びていませんか。適切に管理し、農地の保全に努めましょう。

### ●農地所有者等の責務

農地法の規定により、農地の所有者や耕作者は、その農地の適正かつ効率的な利用を確保することが定められています。農地転用の許可を受けずに農業目的以外の用途に利用しないことはもちろんですが、雑草や樹木の管理を怠らないようにしてください。

### ●農地が荒廃すると・・・

- ・荒廃し、雑草や樹木が生い茂った農地は、次のような事態の原因となることがあります。
- ・病害虫の発生、木障、落ち葉等による、周辺農地の耕作への支障
- ・雑草の繁茂、樹木の越境による周辺居住者の住環境の悪化
- ・生い茂った雑草による、周辺水路の閉塞
- ・雑草の繁茂、樹木の越境による周辺道路の通行の支障

### ●ご相談ください

労力不足で管理できない農地は、放っておくと荒廃してしまい、荒廃した農地を復元するには、大きな労力と費用が必要です。農地が荒廃する前に、担い手に貸すことを検討されてはいかがでしょうか。農業委員会では農地の貸し手を募集しています。農地を貸したい方、保全管理が困難な方、将来耕作者がいなくなる農地があるなどの方は、農業委員会までご相談ください。